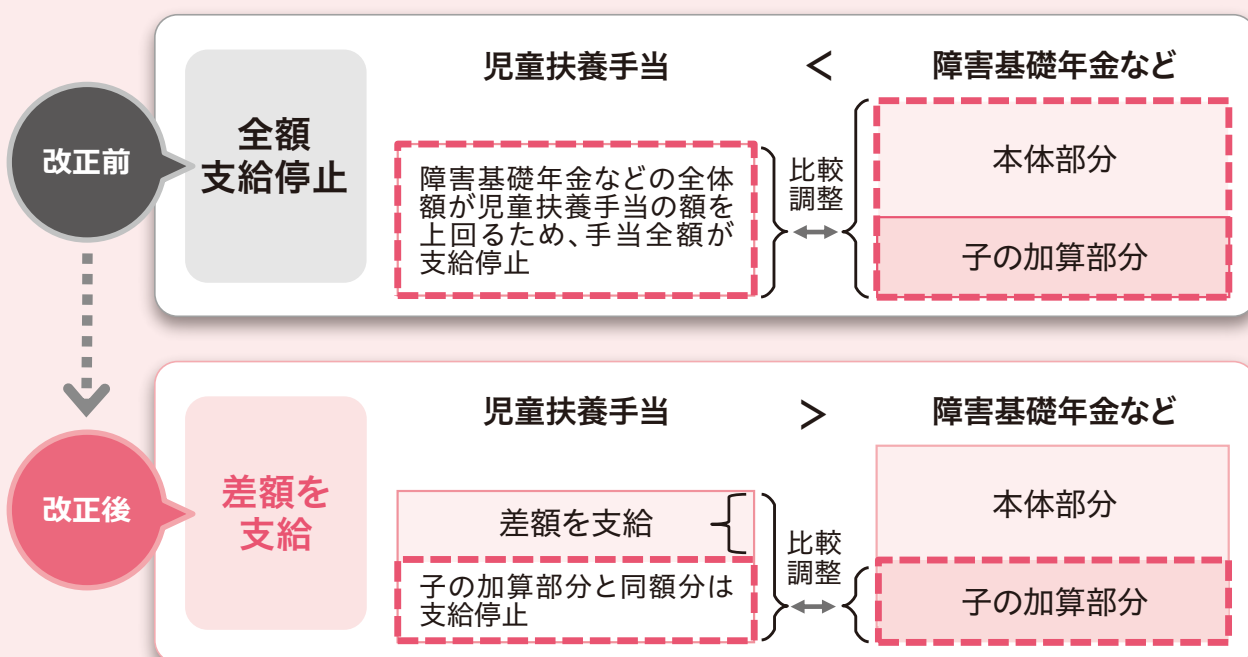


児童扶養手当の算出方法が変更されます

相談・問い合わせ先／市役所こども課家庭係 ☎76-8149
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

令和3年3月分の児童扶養手当(令和3年5月支払分)から児童扶養手当と調整する障害基礎年金などの範囲が変わります

これまで、障害基礎年金など(国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など)を受給しているかたは、障害基礎年金などの額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当の支給が全額停止となっていました。令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額が児童扶養手当として受給できるようになります。



- 児童扶養手当の月額額は、受給資格者と民法上の扶養義務者(同居親族など)の前年の所得に応じて決まり、その額と障害年金の子の加算額との差額が支給されます(障害基礎年金などを受給しているかたの支給制限に関する「所得」には、非課税公的年金(障害年金、遺族年金など)が含まれるようになります)
- 障害基礎年金以外の公的年金(遺族年金、老齢年金など)を受給しているひとり親のかたは、今までの制度から変更はありません。公的年金の受給月額が児童扶養手当額を下回る場合には、その差額分が児童扶養手当として支給されます
- 既に児童扶養手当受給資格の認定を受けているかたは、原則申請は不要です

児童扶養手当受給資格の認定を受けていないかたの手続き

- 児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。これまで障害年金の受給を理由として児童扶養手当を申請していなかったかたのうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしているかたは、令和3年6月30日(水)までに申請があれば、令和3年3月分の手当から受給できます
- 児童扶養手当の申請に必要な書類は、状況によって異なりますので、こども課に事前に相談してください。事前相談や申請には30分～1時間程度かかりますので、時間に余裕をもってお越しください